

## 買取サービス利用規約

### 第1条（目的）

本規約は、株式会社蔵王（以下「当社」という）が提供する物品（以下「商品」といいます。）の買取に関するサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものであり、当社に本サービスを申し込むお客様（以下「ご利用者様」といいます。）は、本規約に同意した上で、本サービスをご利用いただくものとします。

### 第2条（査定）

1. 本サービスでは、ご利用者様から買取希望をいただいた商品（付属品等を含みます。以下同じです。）の現物を店頭への持込み又は郵送にて当社にお渡しいただき、当社担当者が、商品を実際に触って確認した上で、郵送、FAX、電子メール、その他当社が適当と認める方法により査定金額を提示します。
2. 査定金額とは、当社が査定した時点及び状態で、当社が商品を買取る場合の買取代金額をいいます。

### 第3条（商品の取扱い）

1. 当社は、前条に基づく査定のために、ご利用者様からお渡しいただいた商品が箱や包み紙等で梱包、包装等されている場合は、未開封の状態であっても、箱や包み紙等を開封等したうえで、商品自体に触れて、商品の状態等を確認します。
2. 前項に基づき、当社が開封等した後、ご利用者様に商品を返却する場合、当社は商品の箱や包み紙等の梱包、包装等について原状回復は行わず、査定前の状態等に復元する義務を負いません。
3. 当社は、郵送による買取希望の場合のほか、店頭への持込みによる買取希望の場合であっても商品の査定を精緻に行うために必要な場合（ただし、ご利用者様のご了解を得た場合に限り）は、査定のため商品をお預かりします。

### 第4条（商品の売買契約の成立）

当社がご利用者様に対し第2条に基づいて商品の査定金額を提示し、ご利用者様が当該査定金額を郵送、FAX、電子メール、その他当社が適当と認める方法により承諾した時点で、当社とご利用者様との間で、本規約の定めに従い、当社がご利用者様から当該商品を当該査定金額で買い取る内容の売買契約が成立します。

### 第5条（支払い）

1. 前条により商品の売買契約が成立した場合、当社は、ご利用者様に対し、原則として、売買契約の成立日から当社の3営業日以内に、当該商品の買取代金を支払います。
2. 前項の支払は、古物営業法に従い、原則として、ご利用者様ご本人名義の口座宛てに振込送金する方法により行います。ただし、ご利用者様から指定された口座情報に不備があった場合等、当社に帰責できない事由により振込送金できない場合はこの限りではありません。なお、振込手数料はご利用者様の負担とします。
3. 前2項にかかわらず、店頭への持込みによる買取希望の場合で、店頭で商品の売買契約が成立した場合、当社は、商品の引渡し及びご利用者様の領収書のご提出と引き換えに、現金で当該商品の買取代金を支払うことがあります。

### 第6条（所有権）

商品の所有権は、当社が前条の買取代金を全額お支払いした時点で、ご利用者様から当社に移転するものとします。

#### **第7条（売買契約不成立の場合の返送等）**

1. 第2条により当社が提示した査定金額について、ご利用者様が承諾しない場合（査定金額の提示後1ヵ月を経過するもご利用者様から返答がない場合を含みます。）、当社が商品を買取れないと判断した場合など、当社とご利用者様との間で商品の売買契約が成立しなかった場合、当社は、お預かりしている商品をご利用者様のご住所宛てに返送します。なお、当該返送に要する費用はご利用者様の負担とし、返送は送料着払いによるものとします。
2. 当社が前項により商品を返送したにもかかわらず、ご利用者様が商品を受け取らない（保管期限切れの場合を含みます。）等の理由により商品が当社に返送された場合、当社は、当社に返送されてきた日より1ヵ月を経過した商品に関しては、当社の判断で処分させていただくことがあります。ご利用者様は予めこれを承諾し、当該処分に当社が要した費用を負担するとともに、当該処分によりご利用者様に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負わないことを異議なく了承します。
3. 前項の場合において、当社が商品を処分する前にご利用者様が当社に再発送を希望した場合、当社は、再発送前に事務手数料として1500円を当社の指定口座宛てお振込いただくことを条件に（なお、振込手数料はご利用者様の負担とします。）、再発送に応じるものとします。
4. 前3項にかかわらず、ご利用者様は、商品を当社に無償で譲渡することができ、この場合、当社がご利用者様からその旨の申入れを受け、当社が承諾した時点で、商品の所有権はご利用者様から当社に移転するものとします。

#### **第8条（古物営業法に基づく本人確認等）**

当社は、古物営業法の定めによりご利用者様の本人確認手続きをさせていただきます。なお、確認方法は以下のとおりです。

##### **①店頭への持込みの場合**

###### **【ご利用者様が法人の場合】**

- ・法人の代表者が店頭に来られる場合  
法人の登記事項証明書（発行日から3か月以内のもの。写し可）及び代表者個人の身分証明書をご提示いただきます。
- ・法人の担当者が店頭に来られる場合  
法人からの委任状及び担当者の身分証明書をご提示いただきます。

###### **【ご利用者様が個人の場合】**

ご本人の身分証明書をご提示いただきます。

##### **②郵送の場合**

###### **【ご利用者様が法人の場合】**

法人の登記事項証明書（発行日から3か月以内のもの。写し可）及び代表者個人の身分証明書、又は、法人からの委任状及び担当者の身分証明書を、商品と共に又は別途当社宛て送付いただきます。

###### **【ご利用者様が個人の場合】**

ご本人の身分証明書を、商品と共に又は別途当社宛て送付いただきます。

※身分証明書は、顔写真入りの生年月日及び現住所が記載されたもので、有効期限内

のものである必要があります(運転免許証、パスポート、顔写真入りの健康保険証、官公庁及び特殊法人の本人確認書類で顔写真入りもの、外国人登録証明書等)。当社は、身分証明書の写しをご提出いただくか又は(店頭への持込みの場合は)店頭で写しを取らせていただきます。

#### 第9条 (キャンセル等)

1. ご利用者様が、当社の提示した査定金額を承諾した後は、理由の如何にかかわらず、当社が買い取った商品の返品、本サービスのキャンセルには一切応じかねます。
2. 前項のほか、商品の売買契約成立後は、ご利用者様からの返品請求、代金の増額請求等の異議申立てには一切応じかねます。
3. 売買契約成立後に、当社がご利用者様から買い取った商品が不正な商品(コピー商品、類似商品、誤認を招く商品、偽物の商品、盗品など)であると当社が判断した場合、及び商品が酒類の場合に、製造年を踏まえた経年相応の自然変化を超える品質劣化等の異常があると当社が判断した場合には、当社は当該商品に関するご利用者様との間の売買契約を解除できます。当社が売買契約を解除した場合、ご利用者様は、当社から当該商品の返品を受けるのと引き換えに、当社に対し、受領済みの買取代金全額を返金するとともに、当社の被った損害を賠償しなければなりません。
4. 前項に基づく不正な商品であるとの判断は、当社の専権的な事項に属するものであるため、ご利用者様は、当社の判断に対して、異議や不服、損害賠償請求等、その他一切の請求等を行うことができません。

#### 第10条 (表明保証)

1. ご利用者様は、当社に本サービスを申込みにあたり、当社に対し、次の各号に定める事項について表明し、保証するものとする。
  - (1) 当社との間の商品の売買契約が不正な目的(不正品の換金、クレジットカードの現金化、マネーロンダリングなどの違法な目的又は当社が社会通念に照らして不正な目的と判断したものを指します。)で行われるものではないこと。
  - (2) ご利用者様が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準じるものを指します。)に該当しないこと。
2. ご利用者様が前項の表明保証に反したと当社が判断した場合、当社は、ご利用者様との間の商品の売買契約を解除するとともに、ご利用者様に対し、当社が被った損害の賠償請求をします。
3. 前項に基づく当社の判断については、前条第4項の規定を準用します。

#### 第11条 (責任の範囲)

1. 当社が査定のために商品をお預かりしている際に、万一商品の紛失・破損等があった場合は、当社に故意又は重大な過失がある場合に限り、当社の買取査定基準に従い、当社における販売価格を上限として補償いたします。ただし、商品が第8条第3項に定める不正な商品であると当社が判断した場合は、この限りではありません。
2. 商品本体の価値に直接かわらないと当社が判断する付属品(袋、レシート、箱、クリーニング袋、ハンガー等)に関する補償(商品本体を売却する場合に付属品とともに売却することで売却価格が増加する場合の増加価値の補償を含みますが、これに限られません。)は一切いたしません。

- 3 本規約に別途定める場合のほか、本条は、ご利用者様に対する当社の責任の全てを規定したものであり、当社は、当社に故意または重過失がある場合を除き、ご利用者様に生じ得る一切の損害の賠償責任を負わないものとします。
- 4 当社は、商品に紛れて当社に引渡しがなされたご利用者様の私物（例えば、ポケットの中の現金、カード類、鍵、ハンカチ、マイナンバーの写し等）の有無を確認する義務を負わず、当該私物の紛失、毀損等に関する一切の補償をいたしません。また、当該私物について、当社は、ご利用者様に事前に通知することなく、当社の判断で処分させていただくことがあります。ご利用者様は予めこれを承諾し、当該処分に当社が要した費用を負担するとともに、当該処分によりご利用者様に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負わないことを異議なく了承します。

#### **第12条（個人情報取扱）**

当社は、ご利用者様から取得した個人情報を、本規約に従い、本サービスの運営に利用するほか、本サービス以外の当社が提供するサービスの運営のために利用することがあり、ご利用者様はこれに同意します。なお、本サービスの運営には、ご利用者様に対する本サービスに関する各種ご案内の送付を含みます。ただし、当社は、法令に基づく要請等正当な理由がある場合には、個人情報を第三者に開示することがあります。

#### **第13条（禁止行為等）**

1. 次の各号に掲げる者は、本サービスを利用することができません。
  - (1) 当社の本人確認時に虚偽の情報を伝達し、又は虚偽の記載若しくは書類提出をした者
  - (2) 20歳未満である者
  - (3) 成年被後見人、被保佐人又は補助人の同意を要する旨の審判を受けた被補助人のいずれかであり、申込みの際に成年後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていない者
  - (4) 過去に当社から売買契約を解除され、又は本サービスの利用を停止されたことがある者
  - (5) 当社の競合他社等に該当し、又は当社の事業上の秘密を調査する目的を有する等、当社による買取を目的としていないと当社が判断した者
  - (6) 日本国内に住所又は本サービスを利用するための拠点を持たない者
  - (7) 本規約上の義務を怠るおそれがある者
  - (8) 不正又は違法な手段、目的により本サービスを利用する者
  - (9) 他のご利用者様、第三者もしくは当社に対し、迷惑、不利益もしくは損害を与える行為、名誉若しくは信用を毀損する行為、プライバシーを侵害する行為またはそれらのおそれのある行為を行いもしくは行うおそれがある者
  - (10) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準じるものさす。）である者
  - (11) 前各号のほか、当社が本サービスの利用者として不相当と判断する者
2. 以下の行為があった場合当社はいたずら申込と判断し、対応を行います。

- (1) 商品が入っていない状態で送られた場合、当社はこれをいたずら申込と判断し片道送料+手間賃 1,000 円をお客様に請求します。郵送等の際にかかった費用が発生した場合にもその金額を請求します。
  - (2) 不正確な住所または架空の住所によるお申込みがあった場合、お客様は、当社で発生した費用の一切を負担するものとします。
  - (3) 当社でのお取り扱いがないと再三忠告したにも関わらず、商品を郵送された場合、お申込みのあったご住所に宛てて、送料をお客様負担で送り返すこととします。
3. 当社は、ご利用者様について、前項各号に定める者に該当し、若しくは該当するおそれがあると判断した場合は、いつでも当該ご利用者様に対する本サービスの提供を停止し、又は当該ご利用者様との間の売買契約を解除することができ、かつ、ご利用者様に対し、そのために当社が被った損害の賠償を請求できるものとします。

#### **第 14 条 (準拠法)**

本規約は日本法を準拠法とし、日本法によって解釈される。

#### **第 15 条 (規約の改定)**

1. 当社は、本規約について社会情勢等の変化等に対応し、当社が相当と認める場合は、いつでもご利用者様の同意を得ることなく、本規約を変更改定することができるものとします。
2. 本規約の変更改定は、当社ホームページ上に告知した時点で効力を生じるものとします。

平成 31 年 4 月 9 日制定実施